

## 「本物の出会い 栃木」デスティネーションキャンペーン実行委員会規約

### (名称)

**第1条** 本会は、「本物の出会い 栃木」デスティネーションキャンペーン実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

### (目的)

**第2条** 実行委員会は、市町、観光協会、関係団体、企業、報道機関、大学、県等が一体となって取り組む「本物の出会い 栃木」デスティネーションキャンペーンを実施し、誘客促進を図ることによって、地域の活性化に資することを目的とする。

### (事業)

**第3条** 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 観光素材の掘り起こしと磨き上げに関する事業
- (2) 観光客のおもてなしや受入態勢の整備に関する事業
- (3) 観光情報の収集と発信に関する事業
- (4) 観光商品の造成促進に関する事業
- (5) 関係機関・団体等との連絡調整
- (6) その他、目的達成のために必要な事業

### (委員)

**第4条** 実行委員会は、別表第1に掲げる委員をもって構成し、委員は会長が委嘱する。

2 委員の新たな加入については、会長がその都度判断するものとする。

### (役員)

**第5条** 実行委員会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 8名
- (3) 監事 2名

2 会長は、栃木県知事をもって充てる。

3 副会長は、別表第2の者をもって充て、会長が委嘱する。

4 監事は、別表第2の者をもって充て、会長が委嘱する。

### (役員の仕事)

**第6条** 会長は、実行委員会を代表し、実行委員会の会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名した副会長がその職務を代行する。

3 監事は、実行委員会の会計及び業務執行状況を監査する。

### (任期)

**第7条** 委員及び役員の任期は、平成32年3月31日までとする。ただし、特別な事情があるときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、委員及び役員が就任時の機関又は団体の役職を離れた場合は、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

### (会議)

**第8条** 実行委員会の総会（以下「総会」という。）は、必要に応じて会長が招集し、会長又は会長があらかじめ指名した者が議長となる。

2 総会は次に掲げる事項について審議し決定する。

- (1) 事業の推進に係る基本方針に関すること
- (2) 事業計画及び事業報告に関すること
- (3) 予算・決算に関すること
- (4) その他、会長が必要と認めた重要事項に関すること

3 総会は、構成員の過半数の出席がなければ開会することができない。

4 総会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

5 やむを得ない理由のため総会に出席することができない委員は、代理人に表決を委任することができる。この場合、前項の規定の適用については、出席したものとみなす。

### (企画会議)

**第9条** 実行委員会の下に、実行委員会が実施する事業等の推進を図るため、企画会議を置くことができる。

2 企画会議の議長は、栃木県産業労働観光部観光交流課長の職にある者をもって充てる。

3 企画会議の設置及び運営に関する事項は、会長が別に定める。

### (会長の専決処分)

**第10条** 会長は、総会を招集するいとまがないと認めるとき、又は、総会の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会において報告し、その承認を得なければならない。ただし、簡易なものについては、この限りでない。

### (事務局)

**第11条** 実行委員会の事務を処理するため、栃木県産業労働観光部観光交流課に事務局を置く。

2 事務局長は栃木県産業労働観光部観光交流課長の職にある者をもって充てる。

3 事務局の会計処理、専務の決裁及びその他の運営に関する事項は、会長が別に定める。

### (会計)

**第12条** 実行委員会の事業に要する経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

2 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

### (解散)

**第13条** 実行委員会は、第2条に規定する目的が達成されたときに、総会の議決により解散する。

2 実行委員会が解散した場合において、その残余財産の処分については、栃木県において決定する。

(補則)

**第 14 条** この規約に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

#### 附 則

- 1 この規約は、平成 28 年 8 月 5 日から施行する。
- 2 設立時の会計年度は、第 12 条の規定にかかわらず、設立の日から翌年の 3 月 31 日までとする。
- 3 この規約は、平成 28 年 10 月 24 日から施行する。
- 4 この規約は、平成 29 年 3 月 27 日から施行する。

別表第1(第4条関係)

機関・団体名	職名
栃木県	知事
栃木県議会	議長
栃木県市長会	会長
栃木県町村会	会長
東日本旅客鉄道株式会社大宮支社	執行役員大宮支社長
東武鉄道株式会社	取締役鉄道事業本部長
公益社団法人栃木県観光物産協会	会長
栃木県	副知事
栃木県	副知事
栃木県議会	副議長
栃木県議会	経済企業委員長
栃木県議会	経済企業副委員長
宇都宮市	市長
足利市	市長
栃木市	市長
佐野市	市長
鹿沼市	市長
日光市	市長
小山市	市長
真岡市	市長
大田原市	市長
矢板市	市長
那須塩原市	市長
さくら市	市長
那須烏山市	市長
下野市	市長
上三川町	町長
益子町	町長
茂木町	町長
市貝町	町長
芳賀町	町長
壬生町	町長
野木町	町長
塩谷町	町長
高根沢町	町長
那須町	町長
那珂川町	町長
宇都宮観光コンベンション協会	会長
一般社団法人足利市観光協会	代表理事
一般社団法人栃木市観光協会	会長
一般社団法人佐野市観光協会	会長
鹿沼市観光物産協会	会長
一般社団法人日光市観光協会	会長
一般社団法人小山市観光協会	会長
真岡市観光協会	会長
大田原市観光協会	会長
矢板市観光協会	会長
黒磯観光協会	会長
西那須野観光協会	会長
特定非営利活動法人塩原温泉観光協会	会長
那須塩原市観光局	局長
氏家観光協会	会長
喜連川観光協会	会長
那須烏山市観光協会	会長
一般社団法人下野市観光協会	会長
上三川町観光協会	会長
益子町観光協会	会長
茂木町観光協会	会長
市貝町観光協会	会長
芳賀町観光協会	会長
壬生町観光協会	会長
野木町観光協会	会長
塩谷町観光協会	会長
高根沢町観光協会	会長
一般社団法人那須町観光協会	会長
那珂川町観光協会	会長
一般社団法人栃木県商工会議所連合会	会長
栃木県商工会連合会	会長
栃木県中小企業団体中央会	会長
栃木県商店街振興組合連合会	理事長
公益財団法人栃木県産業振興センター	理事長
公益社団法人栃木県経済同友会	筆頭代表理事
一般社団法人栃木県経営者協会	会長
株式会社足利銀行	代表取締役頭取
株式会社栃木銀行	取締役頭取
栃木県信用金庫協会	会長
栃木県信用組合協会	会長

機関・団体名	職名
一般社団法人栃木県バス協会	会長
一般社団法人栃木県タクシー協会	会長
栃木県個人タクシー協会	会長
一般社団法人栃木県レンタカー協会	会長
わたらせ渓谷鐵道株式会社	代表取締役
真岡鐵道株式会社	代表取締役社長
野岩鐵道株式会社	代表取締役社長
関東自動車株式会社	常務執行役員
東野交通株式会社	取締役社長
ジェイアールバス関東株式会社	代表取締役社長
東日本高速道路株式会社関東支社	副支社長兼観光推進役
栃木県道路公社	理事長
一般社団法人日本旅行業協会関東支部栃木県地区委員会	委員長
一般社団法人全国旅行業協会栃木県支部	支部長
一般社団法人栃木県旅行業協会	会長
栃木県旅館ホテル生活衛生同業組合	理事長
観光栃木の魅力を創る「女将の会」	会長
栃木県酒造組合	会長
栃木県観光施設協会	会長
栃木県通訳案内士協会	会長
栃木アウトドアプロモーション協議会	会長
株式会社日光自然博物館	代表取締役
公益財団法人栃木県民公園福祉協会	理事長
特定非営利活動法人はが観光協会	DC委員長
「本物の出会い 栃木」観光キャンペーン推進協議会	会長
公益財団法人栃木県農業振興公社	理事長
栃木県農業協同組合中央会	会長
全国農業協同組合連合会栃木県本部	県本部長
一般社団法人とちぎ農産物マーケティング協会	理事長
栃木県土地改良事業団体連合会	会長
栃木県開拓農業協同組合	代表理事組合長
栃木県牛乳普及協会	会長
栃木県森林組合連合会	代表理事会長
栃木県特用林産協会	会長
栃木県木材業協同組合連合会	理事長
栃木県漁業協同組合連合会	代表理事会長
社会福祉法人栃木県社会福祉協議会	会長
公益財団法人とちぎ未来づくり財団	理事長
栃木県博物館協会	会長
公益財団法人栃木県国際交流協会	理事長
一般社団法人栃木県建設業協会	会長
公益財団法人栃木県体育協会	理事長
栃木県ゴルフ場協議会	会長
株式会社朝日新聞社宇都宮総局	総局長
株式会社読売新聞社宇都宮支局	支局長
株式会社毎日新聞社宇都宮支局	支局長
株式会社産経新聞社宇都宮支局	支局長
株式会社日本経済新聞社宇都宮支局	支局長
東京新聞宇都宮支局	支局長
株式会社下野新聞社	代表取締役社長
株式会社日刊工業新聞社栃木支局	支局長
一般社団法人共同通信社宇都宮支局	支局長
株式会社時事通信社宇都宮支局	支局長
日本放送協会宇都宮放送局	局長
株式会社栃木放送	代表取締役社長
株式会社エフエム栃木	代表取締役社長
株式会社とちぎテレビ	代表取締役社長
足利工業大学	学長
足利短期大学	学長
宇都宮共和大学	学長
宇都宮短期大学	学長
宇都宮大学	学長
宇都宮文星短期大学	学長
小山工業高等専門学校	校長
関東職業能力開発大学校	校長
國學院大學栃木短期大学	学長
国際医療福祉大学	学長
作新学院大学	学長
作新学院大学女子短期大学部	学長
佐野短期大学	学長
自治医科大学	学長
帝京大学	学長
獨協医科大学	学長
白鷲大学	学長
文星芸術大学	学長
放送大学栃木学習センター	所長
栃木県市長会	事務局長
栃木県	会計管理者会計局長

別表第2(第5条関係)

役職	機関・団体名	職名
副会長	栃木県議会	議長
	栃木県市長会	会長
	栃木県町村会	会長
	東日本旅客鉄道株式会社大宮支社	執行役員大宮支社長
	東武鉄道株式会社	取締役鉄道事業本部長
	公益社団法人栃木県観光物産協会	会長
	栃木県	副知事
	栃木県	副知事
監事	栃木県市長会	事務局長
	栃木県	会計管理者会計局長